

太田市保育士修学資金貸付制度のご案内

1 はじめに

この修学資金貸付制度は、指定保育士養成施設*1 に今年度入学し、現在も修学している方で、かつ、太田市内に住所を有する方を対象に実施するものです。

この制度は、太田市内の保育所、認定こども園等（以下「保育所等」*2 という）の保育士の人材確保が目的ですので、卒業後、保育士の業務以外の職種に就く予定の方は、この貸付制度を利用することができません。

なお、卒業後、太田市内の保育所等で引き続き 5 年間保育士の業務に従事した場合は、修学資金の返還を全額免除します。

※用語解説

*1 指定保育士養成施設：児童福祉法 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設であって、通信制によるものを除く。

*2 保育所等：(1)児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
(2)いわゆる認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
(3)児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所のうち A 型及び B 型、同第 12 項に規定する事業所内保育施設(市の認可施設)

2 貸付対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1)平成 31 年度に入学し、現時点で指定保育士養成施設に在学している方
- (2)養成施設卒業後、太田市内の保育所等において保育士として勤務する意思を有する方
- (3)太田市内に居住し、太田市内に住民登録がある方
- (4)本人および本人と同一の世帯員に、市税や市の収入(市民税、軽自税、固定資産税、国保税、保育料、給食費、市営住宅家賃等)に滞納がないこと。

3 貸付額・貸付期間等

貸付の条件

貸付額	月額 3 万円
-----	---------

利子	無利子
貸付期間	在学する指定保育士養成施設の修学期間で最長 2 年間
連帯保証人	1 名 (独立して生計を営む者。修学生が未成年者である場合は、法定代理人である保護者等とする。ただし、その保護者等に資力がない場合は、別にもう 1 人連帯保証人が必要)
停止	【貸付金の停止事由】 (1)休学したとき (2)停学処分を受けたとき
取り消し	【貸付金の取り消し事由】 (1)貸付要件に該当しなくなったとき (2)修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき (3)偽り、その他不正な手段により修学資金の貸付を受けたとき
返還	【貸付金の返還事由】 (1)貸付期間が満了又は、修学生が卒業したとき (2)修学資金の貸付が取り消されたとき
返還の猶予	【返還金の猶予事由】 (1)貸付期間が満了した後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき (4 年大学で 1、2 年生時に貸付金を受けた場合を想定) (2)保育士養成施設を卒業し、直ちに太田市内の保育所等に勤務しているとき
返還の免除	【返還の免除事由】 (1)卒業後、直ちに太田市内の保育所等に保育士等として、引き続き 5 年間以上勤務したとき・パートタイムでも、勤務条件として、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する場合は該当となります。 (2)返還の猶予期間中に死亡したとき (3)卒業後、直ちに太田市内の保育所等に保育士等として、引き続き 2 年間以上勤務し、その後特別な事情で退職したときは、修学資金の一部の返還を免除することができる <u>(※ 本人の都合や本人の責による事由により免職されたときなどは非該当)</u>

4 募集人員 20名 (定員を超えた場合は選考となります)

5 募集期間 平成31年4月15日(月)から5月17日(金)

6 申込方法

修学資金の貸付を受けようとする方は、次に掲げる書類を提出してください

○申請時必要書類

- (1) 保育士修学資金貸付申請書 (様式第1号)
- (2) 在学する保育士養成施設の推薦書 (様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
 - ア 申し込みの理由・動機 (様式は任意で結構です。400字程度。)
 - イ 前年度 (平成30年度) の所得課税証明書 (生計を一にする家族分)

※ 生計を一にする家族とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」となります。申込者が扶養されている場合、「扶養者」、「申込者」、「扶養者が申込者以外に扶養している家族」となります。

※ なお、平成30年度所得課税証明書ですが、平成30年1月1日現在で太田市に住所を有している方については、様式第1号の下段①個人情報等の提供に当たっての署名欄に同意のある方は、市で確認をしますので、証明書は不要です。

7 貸付決定

平成31年8月頃(見込み)に修学資金貸付可否の決定通知書をお送りします。貸付決定となった方は、所定の手続きがありますので、併せてご案内します。

8 決定後の手続き

貸付が決定したら、次の書類を提出していただきます。

- (1) 誓約書 (様式第4号)
 - ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書添付
- (2) 太田市保育士修学資金貸付請求書

9 貸付金の送金 貸付決定となった方には、1年分を10月に送金します。

10 その他

貸付期間が終了する前に、貸付を辞退するときや連帯保証人に異動があったときなど、当初の申込内容に異動が生じたときは、速やかに市役所こども課に連絡してください。

【Q&A】

Q. パートタイム保育士でも返還免除の対象となりますか。

A. 勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば対象となります。

Q. 育児休業や病気で休んだ場合は、返還猶予や返還免除の対象となりますか。

A. 育児休業等で同じ保育所等に在籍していれば継続性での対象となりますが、返還免除勤務期間からは除かれます。

Q. 市内の保育所等に保育士として、引き続き2年間以上勤務し、その後特別な事情で退職したときは、修学資金の一部の返還を免除することができるが、特別な事情とは何か。

A. 今回の制度の目的は、市内の保育士不足に伴う保育士の確保による潜在的待機児童の解消を図ることです。したがって、市外の保育所や他の仕事をする場合は対象外となります。婚姻等で遠方に居住し、物理的に市内の保育所に通えない状況や病気等やむを得ない事由で退職した場合などを想定しており、婚姻や出産等でも育休などで継続して保育士と通える状況では保育士として勤務いただければと思います。

書類の提出先及びお問い合わせ先

太田市役所 福祉こども部 こども課 保育係

住所： 太田市浜町2番35号 太田市役所3階北側

電話： 0276-47-1943

FAX： 0276-47-1880

E-mail： 020530@mx.city.ota.gunma.jp

HP： <http://www.city.ota.gunma.jp/>